ブラジルから日本への帰国を予定されている方へ (パラナ州の指定解 除)

2022年3月9日

●3月10日午前0時(日本時間)から、パラナ州は「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」への指定が解除されます。

3月10日午前0時以降、パラナ州は「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」への指定が解除されます。この結果、パラナ州からの帰国者・入国者には、検疫所の宿泊施設での待機が求められなくなります。また、要件を満たすワクチン接種証明書を保持している方は、入国後の自宅等待機も免除されます。一方、要件を満たすワクチン接種証明書を保持していない方は、原則として入国後7日間の自宅等待機が求められます。ただし、3日間の自宅等待機を行った上で、入国後3日間以降に自主的に受けた検査の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、厚生労働省の確認後の自宅等待機は求められないこととなります。

なお、入国に際して、入国時の検疫での検査、出国前72時間以内に受けた陰性証明書の提示、スマートフォンの携行と必要なアプリの登録、質問票、誓約書の提出等についてはこれまでどおり求められ、変更はありませんのでご留意ください。

今回の措置の詳細については、以下の外務省サイトをご確認ください。 https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo 2022C024.html

ワクチン接種証明書の要件については、以下の厚生労働省サイトをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 00342.html

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

一電話:41-3322-4919

-e-mail: setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

一電話:51-3334-1299

-e-mail: cjpoa@c1.mofa.go.jp